

令和7年3月5日



農業委員会だより

第4号

庄原市農業委員会
電話：0824-73-1133

令和7年度から農地の賃借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、令和7年4月以降の農地の賃借手続きは「農地中間管理機構を介した貸借」もしくは「農地法第3条による農地貸借」のいずれかになります。

令和6年度までの農地の賃借		
農地中間管理機構を介した貸借	利用権設定申出書	農地法第3条による貸借契約
・貸付者が中間管理機構を介し、借受者と賃借契約を結びます。 ・期間は原則10年以上で期間満了後、更新をしない場合は自動的に契約が解消します。	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「利用権設定申出書」を提出し契約します。 <u>※終期が令和8年以降の利用権設定につきましては、終了期間まで有効です。</u>	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「農地法第3条の許可」を受け契約します。
農業振興課または支所担当係	農業委員会または支所担当係	



令和7年度からの農地の賃借	
農地中間管理機構を介した貸借	農地法第3条による貸借契約
・中間管理機構を介し、「<u>地域計画</u>」に位置付けられた「<u>農業を担う者</u>」と賃借契約を結びます。 ・期間は原則10年以上で期間満了後、更新をしない場合は自動的に契約が解消します。 <u>※地域計画：地域での話し合いにより将来の地域農業の方向性と農地利用を示す計画です。庄原市では令和7年3月中に計画を策定し公告予定です。</u>	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「農地法第3条の許可」を受け契約します。 ・賃貸借の場合、貸借を終了するためには農業委員会へ解約の届出が必要です。<u>届出が無い場合は自動的に契約が更新されます。</u> ・使用貸借の場合、自動更新はありません。
農業振興課または支所担当係	農業委員会または支所担当係

農地中間管理機構を介した農地貸借の手続きの流れ

今後、賃借の申出を行うには…

申込前に貸付者と借受者で賃借する農地、賃借料、賃借期間（始期、終期）などを話し合っておくと手続きがスムーズです。



1. 必要書類の提出

下記の書類に必要事項を記入していただき、庄原市農業振興課もしくは支所農業振興担当係にご提出ください。

【提出書類】農地中間管理事業による賃借申出書
（必要な場合は相続関係説明図を添付）
個人情報の同意書

2. 貸借手続

農地中間管理機構と庄原市農業振興課が協力して、農地貸借に必要な書類を作成し農地貸付者、農地借受者に押印、提出いただくようご案内します。

【提出書類】農用地利用集積等促進計画
賃料の徴収支払の口座情報等

1ヶ月
程度

3. 意見聴取

農用地利用集積等促進計画の案を作成し、庄原市農業委員会へ意見聴取します。

1～2ヶ月
程度

4. 認可申請

意見聴取後、促進計画書が確定し書類が整い次第、農地中間管理機構が広島県知事に認可申請します。

5. 認可・公告

広島県知事が認可・公告し、権利が設定されます。

1週間
程度

※留意事項

- ・農地中間管理事業による農地貸借は、手続きに3～4ヶ月程度かかる場合があります。
- ・相続未登記等の共有地の場合は、権利持分の過半の同意が必要となります。

お問い合わせ先

○庄原市企画振興部農業振興課 農業振興係

TEL：0824-73-1131（直通） FAX：0824-72-3322 メール：nougyo@city.shobara.lg.jp

○庄原市農業委員会事務局 農地係

TEL：0824-73-1133（直通） FAX：0824-72-3322 メール：nougyou@city.shobara.lg.jp

○一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）

TEL：082-541-6192 メール：kikou@hsnz.jp HP：<https://hsnz.jp>